また、現道沿いには、集落が存在しているが歩道が設置されていないことから、歩行者等の安全な通行も確保されていない状況となっている。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、自然災害による通行止めの解消が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。また、歩行者等の安全な通行の確保にも寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音について既存文献等を基に検討したところ、いずれの項目についても環境基準等を満足するものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が任意で希少な動植物について、生息・生育するかを既存文献等で確認したところ、本件区間内には、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物の生息・生育は確認されていない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を現道活用及びトンネル方式により整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業を施行するに当たっては、本件区間において、現道活用及びトンネル案（申請案）、現道活用及び橋梁案、トンネル案、トンネル及び橋梁案について検討が行われている。現道活用及びトンネル案は他の３案と比較すると土地利用に与える影響は大きいが、自然環境に与える影響は小さく、工事の施工難易度も低く、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑵で述べたように、現道は線形不良区間等が多数存在していること、自然災害により通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の市長からなる南薩地区総合開発期成会及び南さつま市から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される施設の範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　鹿児島県南さつま市役所

国会事項

衆議院

予算送付及び通知

五月十五日憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となった次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

平成二十五年度一般会計予算
平成二十五年度特別会計予算
平成二十五年度政府関係機関予算

議案提出

五月十五日議員から提出した議案は次のとおりである。

電波法の一部を改正する法律案（原口一博外三名提出）
通信・放送委員会設置法案（原口一博外三名提出）

議案送付

五月十五日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

道路法等の一部を改正する法律案
水防法及び河川法の一部を改正する法律案
港湾法の一部を改正する法律案

議案通知

五月十五日次の内閣提出案は憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となった旨参議院に通知した。

平成二十五年度一般会計予算
平成二十五年度特別会計予算
平成二十五年度政府関係機関予算

議案通知書受領

五月十五日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を否決した旨の通知書を受領した。

平成二十五年度一般会計予算
平成二十五年度特別会計予算
平成二十五年度政府関係機関予算

返付議案受領

五月十五日参議院から返付された次の内閣提出案を受領した。

平成二十五年度一般会計予算
平成二十五年度特別会計予算
平成二十五年度政府関係機関予算

両院協議会請求

五月十五日本院は次の内閣提出案につき参議院が否決したので参議院に対して両院協議会を開くことを請求した。

平成二十五年度一般会計予算
平成二十五年度特別会計予算
平成二十五年度政府関係機関予算

協議委員選挙通知及び通知書受領

五月十五日鬼塚事務総長から橋本参議院事務総長宛、本院は平成二十五年度一般会計予算外二件の両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨通知した。

山本　有二　　遠藤　利明　　岩屋　毅
伊藤　達也　　小此木八郎　　萩生田光一
西銘恒三郎　　うえの賢一郎　　石田　祝稔
佐藤　英道

又同日橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛、参議院は平成二十五年度一般会計予算外二件の両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

白　眞勲　　広田　一　　松浦　大悟
小川　敏夫　　小林　正夫　　小見山幸治
水岡　俊一　　真山　勇一　　森　ゆうこ
大門実紀史

質問書提出

五月十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

安倍総理のトップセールスによる原子力発電技術の諸外国への売り込みに関する質問主意書（青木愛提出）
軍隊の女性に対する人権侵害や性暴力に係る安倍首相の認識に関する質問主意書（辻元清美提出）
医薬品のインターネット販売に関する質問主意書（浅尾慶一郎提出）